

用語解説

◆「保育者」について

これまで幼稚園では「教師」、保育所（園）では、「保育者」記述していたが、就学前教育・保育共通カリキュラム上では、「保育者」と記述することにする。

◆「養護とは」

養護とは「生命の保持」と「情緒の安定」からなり、快適に健康かつ安全に過ごせるよう配慮していくことである。

◆「生命の保持」と「情緒の安定」について

保育者は、それぞれの子どもが生理的欲求を満たし、健康増進が図られるよう援助していくことから、「生命の保持」「情緒の安定」2つの項目に区分して記述している。

◆「保育」とは

児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。家庭での保育を受けられない時に、その子どもを預かり、保育をすることを指している。

◆「教育」とは

教育基本法第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。教育とは学校教育としての幼児教育を指している。

◆0歳から2歳の「育児担当制」について

3歳児未満は、心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きく、子どもの状態に即した保育が展開されるよう保育士等がゆったりとしたかかわりを持つことが必要である。さらに、柔軟なかたちでの担当制の中で、一人一人と情緒的な絆を深められるようにすることが大切である。

市立保育所では育児担当制を導入し、一人一人の発達段階や心理状況等を把握し、望ましいかかわりが出来るよう、0歳から2歳児を対象に「食事・排泄・着替え」等を中心としてかかわりをもっていることから「担当制」として記述している。

◆3歳からの「クラス担任制」について

3歳からは、学校教育のはじまりである。満3歳以上の園児については、同一学年の園児で編成される学級による集団活動の中で、遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して、発達を促す経験が得られるよう工夫するために、クラス担任を中心とした教育・保育活動を行う。